

葉山町飼主のいない猫対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に生息する飼主のいない猫対策として、不必要な繁殖による猫の増加を抑えるために、飼主のいない猫に不妊手術又は去勢手術（以下「手術」という。）を受けさせる者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定める。

(補助対象)

第2条 補助金を受けることができる者は動物愛護団体とし、補助金の対象は次の各号に掲げる要件をすべて満たす猫の手術に要する経費とする。

- (1) 町内に生息している飼主のいない猫であること。
- (2) 捕獲予定場所において複数頭の生息があり、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼし、又は及ぼす見込みが確認できる猫であること。
- (3) 外観上健康であり、手術に耐えうると獣医師が認めた猫であること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 不妊手術 1頭につき3,400円
- (2) 去勢手術 1頭につき2,100円

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付申請をしようとする者は、当該年度内において猫の捕獲前に補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 申請団体の定款又は規約等
 - (2) 申請団体の役員名簿
 - (3) 捕獲予定場所の地図
 - (4) 写真(捕獲予定の猫及び捕獲予定場所の現況写真)
 - (5) 地域住民への事前周知文案
 - (6) その他町長が必要と認めるもの
- 2 前項第1号及び第2号に掲げる書類は、当該年度に一度提出するものとし、2回目以降の申請時には省略することができる。
- 3 前条の申請は、補助金の交付を受けようとする年度の2月末日までに行うものとする。

(交付内定及び通知)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地確認を行い、適否を決定のうえ、補助金交付内定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(実績報告)

第6条 前条の内定通知を受けた者は、速やかに補助事業に着手し、手術完了後30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付し、町

長に提出しなければならない。

- (1) 捕獲した猫の写真帳
- (2) 手術に要した費用の領収書の写し
- (3) その他町長が必要と認めるもの

(交付決定)

第7条 町長は、前条の補助事業実績報告書の提出があったときは、補助事業の完了確認を行い、適否を決定のうえ、補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の決定に基づき、補助金を交付するものとする。

(遵守事項)

第8条 補助金の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 捕獲場所付近へ猫を返還する場合は、地域住民と協働により地域猫として見守ること。
- (2) 里親へ譲渡する場合は、適正な飼養を行える者へ譲渡すること。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付内定及び交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 申請について不正行為があったとき。
- (2) 補助金の交付内定及び交付決定を受けた者が前条に規定する遵守事項に違反したとき。
- (3) 補助金の交付内定及び交付決定を受けた者が当該年度内に補助事業を完了できないとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。